

令和元年 8 月 5 日

上田信用金庫

当金庫の営業地区内への転居を予定されているお客さまへ
— 住宅ローン等のご融資のお取扱い開始について —

平成30年8月法令が改正され、当金庫営業地区内への転居を予定されているお客さまが当金庫の会員になることが可能になりました。

本改正を受けて、当金庫では6月開催の第98期通常総代会において定款の一部変更の決議を行いました。

これにより、当金庫では8月5日より営業地区内に転居を予定されているお客さまへの住宅ローン等のご融資のお取り扱いができるようになりましたので、お知らせ致します。

今後、住宅ローン等のご融資のご相談等がございましたら、下記照会先、または本支店にお気軽にお問合せ下さい。

記

1. 今回の改正等により住宅ローン等のお取り扱いが可能となるお客さま
原則、以下の要件に該当される個人の方

当金庫の営業地区外から営業地区内に転居をするため、次のような契約を締結した方

- ・不動産会社等と宅地または住宅の売買契約
- ・住宅メーカー等と宅地または住宅の建設・リフォーム等の工事請負契約

※詳細については、下記照会先、または本支店にお気軽にお問合せ下さい。

2. 本件照会先

上田信用金庫 ローンセンター上田（電話 0120-019-416）

上田信用金庫 ローンセンター佐久（電話 0120-055-416）

上田信用金庫 融資部（電話 0268-22-6260）

以上